

「カントが平和夢想家から戦争擁護者に転向したと

憶測されていることに関して」

ラインハルト・ヘッセ

(フライブルク教育大学 教授)

論文「イマヌエル・カントと大砲の届く距離。永遠平和の幻想からの転向」(ベルリンで刊行されている『国際政治』誌, 2004年の第11-12号, 155頁以降)のなかでハインツ・クルス《NATO 北大西洋条約機構の政治組織である議会の防衛安全委員会の前委員長; その議会には加盟26か国から二百数十人の議員が派遣されている》は3つの分かりやすいテーゼを提示している。

- 1) カントは当初「原理的な戦争反対者」であり(155頁),そして夢想的平和主義の信奉者であった。その時代の古典的文書はかれの小冊子『永遠平和のために』《1795年刊》である。その小冊子をハインツ・クルスは「夢想的思いつきの枯れることのない泉」であると揶揄している(155頁)。
- 2) しかし「今日の平和運動」とそれを「才気走った研究」によって支える教授連中(155頁)と違って(喜ばしいことだが),カントは(1795年においても)「考えることを止めなかった」—かれは「現実主義者」になった(157頁)。かれが大著『人倫の形而上学の基礎づけ』《1797年刊》のなかで変化を遂げるまで,たった2年しか必要としなかった。
- 3) さて,その『人倫の形而上学の基礎づけ』のカントは,クルスの好みに従うならば明らかに非常に正当である。そのカントはまさにNATOと互換可能である。何よりもかれは「正義の戦争」の概念をやはり拒絶せず(157頁),まさにかれは1797年においてはそれどころか「軍事的予防も暴力的政権交代も」擁護している(155頁)。すなわちクルスが発見したという「本来のすごいこと」とは,カントが次の結論に達したということである。つまり「国家は侵略に対して当然,抵抗してしかるべきであるのみならず,威嚇に対してもまた抵抗することが許される」(158頁)という結論に。それではいったい威嚇とは何かというと,それは例えば他国の武装であり,他国の「恐るべき広大な面積」(158頁)もまたそうである。カントは土地の暴力的な獲得も許しており,しかも「それを我がものにしたいし,それを守ることができる限りで」(158頁)。さらにカントは強国の権利は土地にのみ当てはまるのではなく,「自由な海もまた」「大砲が届く範囲で」我がものにしてよいとしている(158頁)。クルス曰く,カントが1797年の時点で,それ以前にかれによって非常に厳しく批判された植民地主義をそれほど悪く考えないようになったことは不思議ではない。植民地主義はなんといっても「遠方にある世界の一部が今では豪華な暮らしをするようになる」という事態をもたらしたからである(158頁)。

《アメリカのネオコン政治学者である》ロバート・ケーガンはカントをまだ侮蔑的に「平和主義と敗北主義の古いヨーロッパ」の象徴であると評したが(155頁),クルスは今やケーガンの誤りを正すことができるというのである。「国家共同体(あるいは有志連合)に,ある国家のトップに居座る犯罪的な徒党を力ずくで排除するか,あるいはテロリスト集団や凶悪な政治体制が大量破壊兵器を所有することを阻む権利を認める(それどころか義務を課す)今日および将来の戦略は,間違いなくそのドイツの教授を証人とすることが許される」(162頁)。

クルスが考えていることは明確である。しかし、アメリカ合衆国において国家のトップにいる過激なネオコンたちこそが恐らくまさにそのような徒党であるのではないかと疑っている何百万という人々（アメリカ人、ヨーロッパ人、アラブ人および他の多くの人々）に何を言うべきかは不明である。もし国際司法裁判所が正しく機能したのなら、ネオコンたちこそが戦争犯罪人として起訴され、そして刑務所に入るに相応しいとされるだろう。それでも、そのような措置であればまだ穏健である。クルスならばより過激な立場で発言するだろうし、そして自分自身に一国際司法裁判所ではなく一まさにその（憶測によれば凶悪な政治体制の暴力的排除の）権利を与えることを認めるだろう。そしてそのすべての上にカントが君臨するとされている。いわば暗黒の哲学的公爵として、あるいはある種の形而上学的なリチャード・パール¹⁾として。

落ち着こう。事はそう早くいくものではないから！

カントは生涯を執筆で過ごした。カントはさまざまなテキストを残した。クルスはカントのテキストを引用している。しかしわたしたちは、冷静かつ先入観なしに調査する。カントはわたしによる弁護を要求しないだろうし、わたしもカントを弁護しようと思わない。かれのテキストこそが語るべきである。

したがってわたしは興味をもっていたら読者にたいして、わたしの心に今浮かんでいることを提案する。

- 1) 小冊子『永遠平和のために』を購入し、そして読んでいただきたい。それはたった26頁しかない。おそらく併せて読まれるであろう「付録」は16頁である《ヘッセ教授が参照しているテキストはアカデミー版のカント全集第8巻である。ちなみに日本語版『永遠平和のために』（宇都宮芳明訳、ワイド版 岩波文庫、2005年11月）では本編は64頁、付録は35頁である》。
- 2) 『人倫の形而上学』（『人倫の形而上学の基礎づけ』ではない。それはクルスが本来考えている『人倫の形而上学』と混同している別の著作である。）を購入し、そしてクルスが引用している次の頁（僅かであるが）を読んでいただきたい。
 - a) 第1部「私法」の第2章「他のものを得る仕方について」の第15項「市民的体制においてのみ…」を。ほんの4頁ほどである。そして、
 - b) 第2部「公法」の第2節「国際法」の第53項～第61項のおよそ10頁を。さらに第62項「世界市民法」のおよそ2頁および素晴らしい「結語」の同じくおよそ2頁もまた。

そうすれば、あなたがたは知るだろう。カントが論文『永遠平和のために』において夢想的平和幻想に取り憑かれておらず、『人倫の形而上学』のなかで強国の権利の擁護者に「浄化」されることはない。

まずいわゆる平和幻想について。「平和の状態は」とカントは『永遠平和のために』のなかで述べているが、「…自然状態ではない。自然状態はむしろ戦争の状態である。すなわち常に敵対行為が発生しているわけではないとしても、しかし敵対行為の脅威が常に存在している。それゆえ平和の状態は**造り出されねばならない**。…しかしそれは**法的状態**のなかでしか起こりえない」²⁾ (349頁、上記日本語版では26頁)。

そして「国家としてのそれぞれの民族を個々の人間のようにみなすことができる。すなわちそれぞれの民族は自然状態においては…すでに隣り合っているということによって損害を受けており、そしてどの民族も自らの安全のために他の民族に、そこではあらゆる民族に自身の権利を保証されうる市民的体制に類似する体制に入ることを要求することができ、かつ要求するべきである。それは**国際連盟**であろう…」。

その続きの文章は、あらゆる外交官が覚えておくべきものである。「ちょうどわたしたちが、未開人³⁾の無法則的自由への愛着を、つまり自分自身によって制定されるべき法的強制に従うよりは、むしろ絶え間無く争うことを好むことを、したがって愚かしい自由を理

性的自由よりも優先させることを深く軽蔑し、人間性の粗野と野獸的墮落であるとみなしているのと同じように、次のように考えられてしかるべきである。すなわち、開化された諸民族（それぞれが自身で 1 つの国家を成している）は、そのように非難される状態からできるだけ早く脱出することを急がねばならない、と。しかしどの国家もむしろその逆に自らの尊厳を... まさに、いかなる外的法則の強制にも服さないことのみている。そして国家元首の栄光は、自分自身を危険に曝すことなく、何千人もの人々に、その人々にとってまったく関わりない事柄のために犠牲を払うように意のままに命じられることにあるとされている。そしてヨーロッパの未開人とアメリカの未開人の違いは主に、後者の少なからずの部族が敵によって完全に食い尽くされたが、前者は被征服者たちを食べてしまうよりも、より上手に利用することを知っている点に、そしてむしろ臣下の数を、それゆえさらに拡大する戦争のための道具の量を被征服者たちによって増やすことを知っている点にある。諸民族の自由な関係のなかではあからさまに見えてくる人間的本性の邪悪さにもかかわらず... **法**という言葉が戦争政策から拘子定規であるとして完全に追放されていないこと、そしてまだいかなる国家も、その言葉の戦争政策からの追放への賛意を公然と宣言するほど大胆ではないことは驚くべきことである。というのはなおフーゴ・グロチウス《1583-1645, オランダの法学者, 主著は『戦争と平和の法』》, プーフェンドルフ《1632-94, ドイツの法学者, 主著は『自然法と万民法について』》, ファッテル《1714-67, スイスの法学者, グロチウス派の代表者》等（いずれも慰めようとしてかえって人を煩わせる人たちが）、哲学的ないし外交的に作成されたかれらの法典は最小限の法的な力も持っていないのだが、... 常に忠実に戦争開始の正当化のために引用される。かつてある国家がそのような重要人物たちの証言によって武装したさまざまな証言によって、自分の戦争意図を放棄するようになった例はまったくない。

あらゆる国家が法概念に（少なくとも言葉では）よせているそのような敬意はしかし次のことを証明している。つまりたとえ眠っているだけにせよ、人間にはなおかなり大きな道徳的素質があり、したがって人間に内在する悪の原理（それを否認することはできない）を克服し、そしてそれを他者にも期待することができることを。というのはさもなければ互いに反目し合う国家は決して法という言葉をお口にしないであろうから。もっともあのガリアの領主が法という言葉で『弱者が強者に服従すべきであるのは、自然が弱者を制する強者に与えた特典である』^{d)}と説明したように、その言葉を嘲笑することはあるかもしれないが（355 頁、上記日本語版では 41 頁）。

人間の非平和的本性は結局、人間に自分自身の安全のために法律的守護に服するように強いる。自然はそのことを『動物の 1 種としての人類』のために行うのである（366 頁、上記日本語版では 64 頁）。それどころかカントの幻想にとらわれない冷静さはさらに先を行くのである。すなわち「国家樹立の問題は」、ちょうど国際連盟設置の問題のようにとわたしたちは付け加えることができるが、「たとえそれがどれほど難しく思えようとも、悪魔の民族にとってすら（その民族が知性を持つだけで）解決可能である。そしてその内容は次のようなことである。つまり、総じて自分たちの維持に関する一般的法則を要求するが、一人ひとり内心ではその一般的法則から逃れようとしている多数の理性的存在者を、... たとえかれらの私的心情においては互いに対立的であるとしても、そのような心情を互いに抑制し、かれらの公的行動においては、あたかもかれらはそのような悪の心情を持っていないのと同じような結果となるように秩序を与えるということである」（366 頁、上記日本語版では 67 頁）。

もしいつかロバート・ケーガンがその文書に目を通すことになったならば、かれはおそらく思案し直すだろう。カントのその文書は決して平和の叙情詩ではないのである。

以上のことから、「永遠平和」の道から「人倫の形而上学」の法理論にカントが意味を変化させたというクルスの主張は空論であることが分かる。

カントは『永遠平和のために』を、「公法の状態を、完全なものへの際限の無い接近でしかないとしても、実現することが... 義務であるとき、永遠平和は... 空虚な理念でなく、かえって... その目標に... 恒常的に接近する... 課題である」(368 頁, 上記日本語版では 111 頁) という文章で締めくくったが、一かれは、かれの以前の思想からまったく何も削ることなく、『人倫の形而上学』の法論の最後に次のように書いた。「さて、わたしたちのなかの道徳的・実践的理性はその抵抗しがたい否認権を表明する。すなわち**いかなる戦争もあってはならない**と... というのはそれは、いかなる人であろうとも自分の権利を追求すべき方法ではないからである... そしてたとえ... その意図の成就が... 常に敬虔な願望に留まるとしても、しかしそのために不断に働くという格言の想定によって、わたしたちは決して自分を欺いてはいないのである。というのはそのことは義務だからである。しかしわたしたちのなかの道徳的法則を欺瞞的であると想定することは、むしろいかなる理性もなしで済まし、そして... その他の動物種とともに自然の同一のメカニズムに投げ入れられたいという嫌悪すべき願望を引き起こすだろう」²⁾ (カント全集第十一巻『人倫の形而上学』【吉澤傳三郎, 尾田幸男訳】、1975 年 第 2 刷, 理想社, 234-235 頁)。

『人倫の形而上学』において初めてそうなのではない。すでに『永遠平和のために』においてカントは無法状態による持続的脅威をわたしたちの安全の持続的侵害であると叙述している。—そのような侵害にそのつど、あらゆる人は「先制, 予防, 暴力的な政府変更」によって、武装, 予防的領土接收, 植民地支配拡大等によって備えと。しかしかれは、その種の人間の相互の付き合い方(すなわちあらゆる人が自身を他者の裁判官ないし絞首刑執行者に高めること)が、わたしたちを「他の動物たちと同種」であるとみなすことを可能にするということにかすかな疑念も差し挟ませていない。わたしたちがそのように振舞うとき、わたしたちは獣のように行動しているのであり、わたしたちはまだ自然状態にあるのだ。

しかし「不正な敵」(MS,473, 上記日本語版では 228 頁) という表現はそのような自然状態のなかでは本来的に「冗談」であるとカントは述べている。「というのは自然状態それ自体が不正な状態だからである」。「不正な敵」の行為によって、あるいは「不正な敵」のあからさまな存在によってなされる侵害は、わたしたちがずっとさまざまな争いを「... 野蛮な仕方(野蛮人の仕方)で、すなわち戦争によって**ではなく、訴訟**によって決着をつける」(MS,475, 上記日本語版では 230 頁) ように作用し、そして作用するはずである圧力の一部であると理解されている。

カントは、自然状態が相当に継続し、そして法的状態はせいぜい理論的に達成されているだけであって、実践のなかではわずかしか達成されていない限りで、国家間での葛藤の場合にどのような規則に則って措置されるべきかという現実にはきわめて重要な問題を徹底的に明確に認識し、そしてまた次のように明確に回答している。

- 1) 法的状態の拡大を妨げるあらゆる行為様式は回避されるべきである。
- 2) 法的状態を促すような行為様式が選ばれるべきである。

『永遠平和のために』ではまさに、それら 2 つの意図に適う一連の措置を列挙することが行われているのである。

- 3) その名称に値する法的状態の達成において、あらゆる法は暫定的でしかない。「諸民族の自然状態は... 法則的状态に入るために脱出すべき状態である。そのようなことが起こる以前には、諸民族のあらゆる法、そして戦争によって獲得されたか、あるいは維持される諸国家のあらゆる外的私有物は**暫定的**でしかなく、そして諸国家の連合においてのみ... **決定的に**価値を持つようになり、そして真の平和状態となりうる」(MS,474, 上記日本語版では 229 頁)。

それに従って、現代に当てはまるとするならば、国際連合の枠内でおこなわれるさまざまな法的規制が—例えば人権宣言、海洋と宇宙のためのいくつかの規制、利用規制と所有規

制、しかしとりわけ2つの「例外」【自衛のための戦争（しかしその場合もまた国際連合の安全保障委員会の同意もまた求めて得られねばならない）あるいは直接的に安全保障委員会の決議によるもの】を除いての戦争遂行の禁止が一カントの意味で法哲学的に重要であるとみなされよう。

その点で人類はカント以来、そしてその意味において、重要な進歩を達成してきた。そしてその点でさらに歩み続けることが重要であろう！それ以外のすべては遅かれ早かれ戦争を意味している。

カントは、たとえ国連的哲学者であるとしても、しかし NATO の哲学的先案内人でなく、ましてや現代のアメリカ合衆国政府のそれであろうはずがない。

原注

- 1) アメリカの軍事論者で、安全保障評論家。かれの批判者たちからは「暗黒の貴公子」と名づけられている。
- 2) 478 ページ以降、以降の『人倫の形而上学』からの引用は MS と表示される。《ヘッセ教授のここでの定本は：Werkausgabe Band VII, Hrsg. W. Weischedel, stw 190, ISBN 3-518-27790-1》

訳者注

- a) 当論文中の《 》内はすべて訳者による補足である。
- b) ゴシックにした箇所は原文ではカント自身による隔字体での強調部分である（以降も同様である）。
- c) “der Wilde” を「未開人」と訳した。ただし「未開人」という言葉は特定の文化圏に属する人が他の文化圏に属する人を差別する際に用いられる可能性のある用語であり、グローバル時代である現代においては積極的に使用されるべきでないと考える。
- d) ローマを急襲し略奪した賀リア人の首長ブレンヌス (Brennus) の言葉であろう。

(翻訳：船尾日出志)

訳者より

興味深いカントに関する論文の著者ヘッセ先生はフライブルク教育大学の哲学および倫理学の教授である。

実は愛知教育大学は、2006年3月29日(水)にドイツ・フライブルク市にあるフライブルク教育大学と学術交流協定を締結した。そのことが契機となって、2006年秋の3週間、ヘッセ先生は愛教大に滞在なさった。

友人であり、愛教大での同僚であるオリバー・マイヤー先生の紹介もあって、ヘッセ先生にわたしの大学院の授業でミニ講演会をしていただいた。10月4日のことである。その直後にヘッセ先生は帰国なさったが、それ以降もメールで交流をするようになった。

今回は編集者のお許しを得て、ヘッセ先生のドイツ語テキストもまたそのまま（ただしいちいち断ってはいないが、3カ所のケアレスミスについては手をいれている）次頁以降に掲載することにした。その方が、学会の会員の方々のためにもなると考えたからである。